

制度実施の流れ

平成27年10月～

マイナンバーの通知を、住民票の住所へ送付開始

平成28年 1月～

社会保障・税・番号制度の手続で、マイナンバーの利用が開始

申請者に個人番号カードを交付

平成29年 1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年 7月～

地方公共団体等も含めた情報連携を開始

マイナンバーは、行政を効率化し、皆さんの利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となる番号で、マイナンバー制度導入により次の3つの効果が期待されます。

【手続が正確で早くなる】（行政の効率化）

行政機関や地方公共団体での作業の無駄が削減され、行政手続がスムーズになります。

【面倒な手続が簡単に】（国民の利便性の向上）

年金や福祉などの各種申請で必要だった資料の添付を、省略できるようになります。

【給付金などの不正受給の防止】（公平・公正な社会の実現）

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、不正受給の防止やきめ細かな支援を行えるようになります。

マイナンバーは次のような場面で使います。

年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が求められます。

例えば・・・

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します

従業員やその扶養家族のマイナンバーを源泉徴収票に記載して税務署や市町村に提出します



勤務先

-----【マイナンバーの詳細はこちら】-----

- マイナンバーに関するホームページ
『マイナンバー社会保障・税番号制度』<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/>
- マイナンバーに関する問い合わせ

コールセンター ☎0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）
※平日9時30分から17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

平成28年1月から、

マイナンバー制度 （社会保障・税番号制度） が始まります

平成25年5月に『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』が成立し、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されることになりました。

マイナンバー制度は平成28年1月から始まり、今年10月からは、皆さんにマイナンバー（12桁の番号）を通知します。

平成28年1月からの制度開始に伴い、今月からマイナンバー制度に関する概要を、毎月お知らせしていきます。

マイナンバーとは、国民一人一人が持つ12桁の番号です。

- ・平成28年1月から、マイナンバーは社会保障・税・災害対策の分野で、個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されます。
- ・マイナンバーは、出生時から死亡時まで生涯にわたって利用する番号です。原則、一度指定されたマイナンバーは生涯変更されませんので、大切にしてください。

平成27年10月から、

皆さんに マイナンバー（12桁の番号） を通知します



マイナンバーは、住民票に記載された住所に、簡易書留で郵送します。※一部例外もあります。

- ・マイナンバーは、平成27年10月5日時点の住民票に記載されている住所に、簡易書留で郵送します。
- ・マイナンバーは、住民票コードを基礎にして作成されるため、国外に滞在している人などで住民票がない場合は、マイナンバーを指定することができません。住民票が作成されれば、マイナンバーの指定対象となります。
- ・外国籍でも住民票のある人にはマイナンバーが指定されます。



※住民票の住所と異なるところにお住まいの人は、お住まいの市町村に住民票を移してください。